

<資料 4>

平成30年8月27日
定例記者会見資料

10月より、小型家電の回収手法を拡充します

昨年4月に新クリーンセンターが竣工してからリチウムイオン電池などの充電電池が原因とみられる不燃・粗大ごみ処理施設内での発煙発火事故が複数回発生しています。

このため、市民に対しては、充電電池は有害ごみとして回収する必要があることを周知徹底するとともに、クリーンセンターに搬入される小型家電の量自体を削減することが重要となります。今回新たに小型家電の拠点回収事業を拡充するとともに、宅配便回収事業を10月から開始します。

なお、宅配便回収事業は、収事業者と市が協定を結び、市民（排出者）の自宅から宅配便を活用して事業者が直接小型家電等の回収を行うものです。小型家電を送付する箱の中にパソコン本体が含まれている場合、回収料金が無料になります。



(1) 小型家電拠点回収事業

- ・市内公共施設に設置した回収ボックスにて、指定した品目の小型家電（携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダー、携帯音楽プレーヤー、電卓、電子辞書、携帯ゲーム機など）
- ・回収ボックス設置予定場所：市役所、各市政センター、コミセン（本宿、吉祥寺南町、本町、吉祥寺西、吉祥寺北、緑町、八幡町、西部）*8/8現在
- ・事業開始：平成30年10月から

(2) 小型家電宅配便回収事業

- ・市民（排出者）の自宅から宅配便を活用して事業者が直接回収を行う。
- ・本事業を展開している小型家電リサイクル法認定事業者と協定を結ぶことで、本来だと1箱あたり1500円かかる回収料金が、送付する箱にパソコン本体が含まれる場合は無料になります。
- ・認定事業者：リネットジャパングループ株式会社（予定）
- ・事業開始：平成30年10月から